

令和8年8月10日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
棚倉森林管理署長 佐藤 健司

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書をご提出ください。

記

1. 件 名 棚倉森林管理署庁舎及び棚倉森林管理署新町宿舎消防設備点検業務
詳細については別紙契約書（案）のとおり
2. 契約期間 契約締結の日の翌日から令和9年3月31日
3. 履行場所 棚倉森林管理署庁舎 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字舘ヶ丘73-2
棚倉森林管理署新町宿舎 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字新町11-9
4. 見積書等提出
の日時・場所 日時：令和8年8月26日（水）午後2時00分まで
場所：棚倉森林管理署 総務グループ（経理担当）
※持参又は郵便により提出をお願いします。（提出方法は、オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項の2 見積書の提出先による。）
※郵便による提出を行う場合は、令和8年8月26日（水）午後2時00分までに棚倉森林管理署総務グループに見積書が到着するように、書留郵便又は配達証明郵便で提出してください。持参による提出の場合は、閉庁時間を除きます。なお、期日を過ぎた見積書は無効となります。
5. 参加資格 (1) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において資格を有する者、または、関東森林管理局随意契約登録者名簿に登録され、「役務の提供等」の資格を有する者
(2) オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項の1（1）～（3）に該当しないこと。
6. 提出書類 (1) 見積書
※見積額は税抜金額と税込金額が分かるように記載し、日付は令和8年8月26日としてください。
(2) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する場合はその写し
※上記書類を封緘し、封筒の表に「（案件名）見積書在中」と朱書きで記載してください。
7. その他 (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認ください。
(2) 見積書を提出した場合は、「契約条件書」を承諾したものとみなします。

（担 当：総務グループ 総務担当 電話：0247-33-3111）

消防設備点検契約書

分任支出負担行為担当官棚倉森林管理署長（以下甲という）は、棚倉森林管理署庁舎及び棚倉森林管理署新町宿舎に設置した消防用設備の点検及び障害排除等の処置を行うことに
関し、（以下乙という）と下記条項により点検契約を締結する。

第一条 乙は上記の場所に設置した消防用設備の機能保全のため、機器点検：6ヶ月、総合
点検6ヶ月に一回技術員を派遣し消防法施行規則第31条の4に定める点検を行う
ことにより甲の防火管理者が行う保守業務を補佐する。
2 乙は点検の結果及び処置の内容について甲に報告し、甲は乙の作業を確認のうえ
点検表に押印する。

第二条 甲は常にこの設備が正規の状態にあることを注意して万一火災その他によって作
動したとき及び甲が事故を発見したときは遅滞なく乙に通知する。乙がこの通知を
受けたときは早急に出向いて適切な処置をとる。

第三条 本設備の定期点検に要する材料は乙の負担とする。但し次に掲げる費用は甲の負
担とし、その都度乙の請求する金額を支払う。
（1）甲の都合により行う工事又は模様替えのため設備の移設あるいは改修を必要とす
る場合
（2）設備の破損もしくは老朽化による機器の更新交換の必要を生じた場合で甲の認め
たもの

第四条 契約期間は次のとおりとする。なお、実施日は機器点検を令和8年9月、総合点検
を令和9年3月とし、甲乙協議のうえ決定する。
自 令和 年 月 日
至 令和 9年 3月31日

第五条 点検料金は次のとおりとする。なお、設備内容及び料金明細は別紙「点検内訳書」
のとおりとする。

棚倉森林管理署庁舎	機器点検一回(9月)	¥	(税込)
	総合点検一回(3月)	¥	(税込)
棚倉森林管理署新町宿舎	機器点検一回(9月)	¥	(税込)
	総合点検一回(3月)	¥	(税込)

- 2 甲は定期点検終了ごとに乙の提出する請求書を受理した日より30日以内に乙に支払わなければならない。ただし、甲乙協議のうえ総合点検終了後に一括で請求することとした場合はこの限りではない。

第六条 乙は、甲が約定期間に代金を支払わないときは、甲に対して遅延利息を請求することができる。

- 2 前項の遅延利息は、遅延日数につき請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に基づく遅延利息率を乗じて計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は、前項の規定にかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 前2項の場合において、支払遅延が天災等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間は、これを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に計算しない。

第七条 乙は、この契約に属する権利又は義務を第三者に譲渡し又は継承させることはできない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第八条 甲は下記各号の一に該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が契約上の義務を履行しないとき、又は乙が契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき
- (2) 乙の都合により契約の解除を申し出たとき
- (3) 乙が不正行為をしたと甲が認めたとき

第九条 乙は、甲がこの契約に違反した結果、点検実行が不可能になったときは、この契約を解除することができる。この場合甲は乙に違約金を支払わないものとする。

第十条 次の各号の一に該当する場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

- (1) 第八条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において破産法(平成16年法律第7

- 5号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 甲は、第八条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、なんら賠償ないし補償することは要しないものとする。

第十一条 契約期間中に社会情勢又は機器の個数その他の変更等により点検料を改定する必要がある場合は甲乙協議のうえ改定する。

第十二条 乙の技術員が甲の建物内でする乙の業務上の行為はすべて乙の責任とする。

第十三条 その他この契約に規定しない事項が発生したときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記契約の証として本書2通を作成し双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

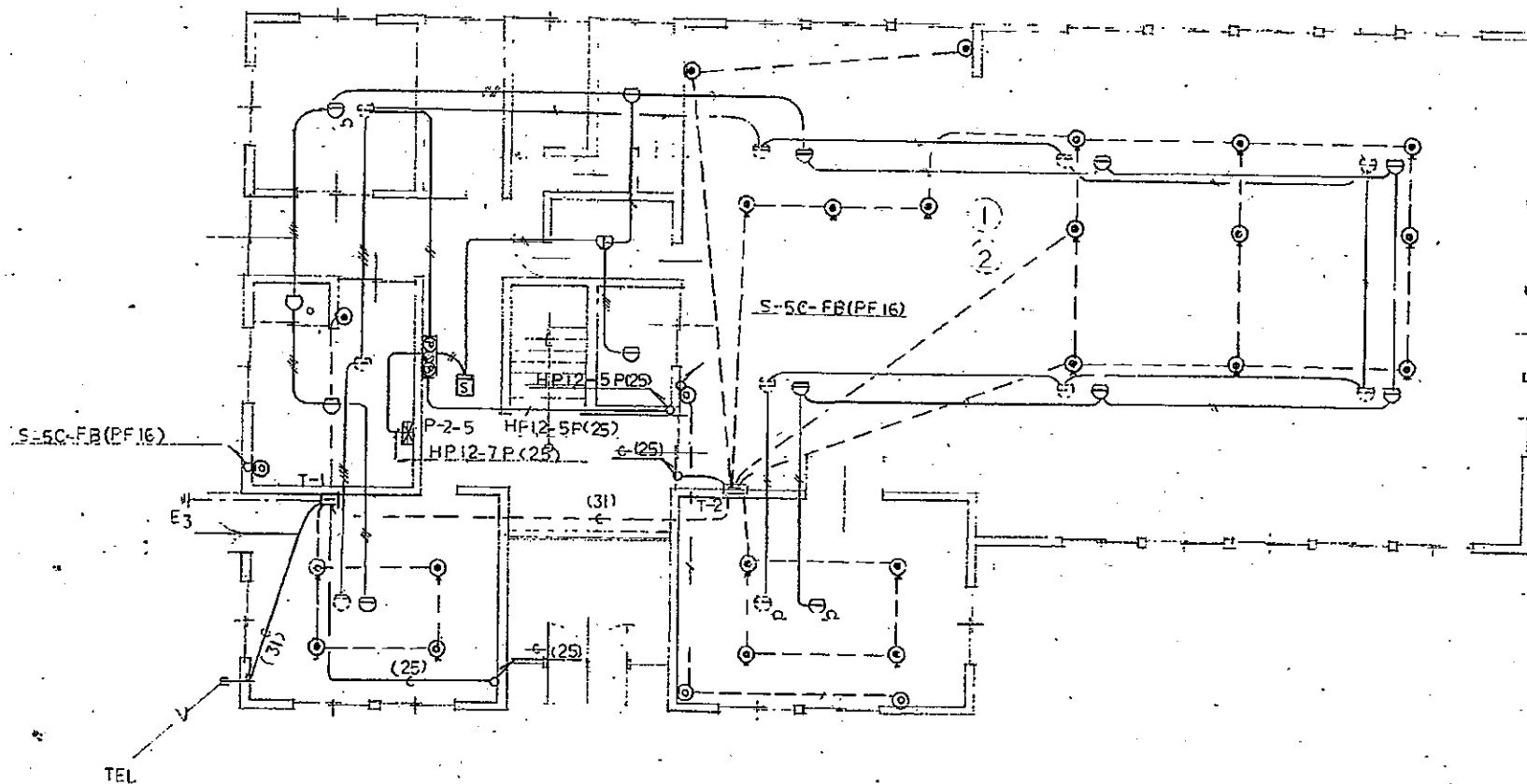
令和 年 月 日

甲 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字舘ヶ丘73-2
分任支出負担行為担当官
棚倉森林管理署長 佐藤 健司

乙

点検内訳書(棚倉森林管理署庁舎)

[illegible]



UHF (20. 以下) 受信機
側面設置用

S-5C-FB(PF16)

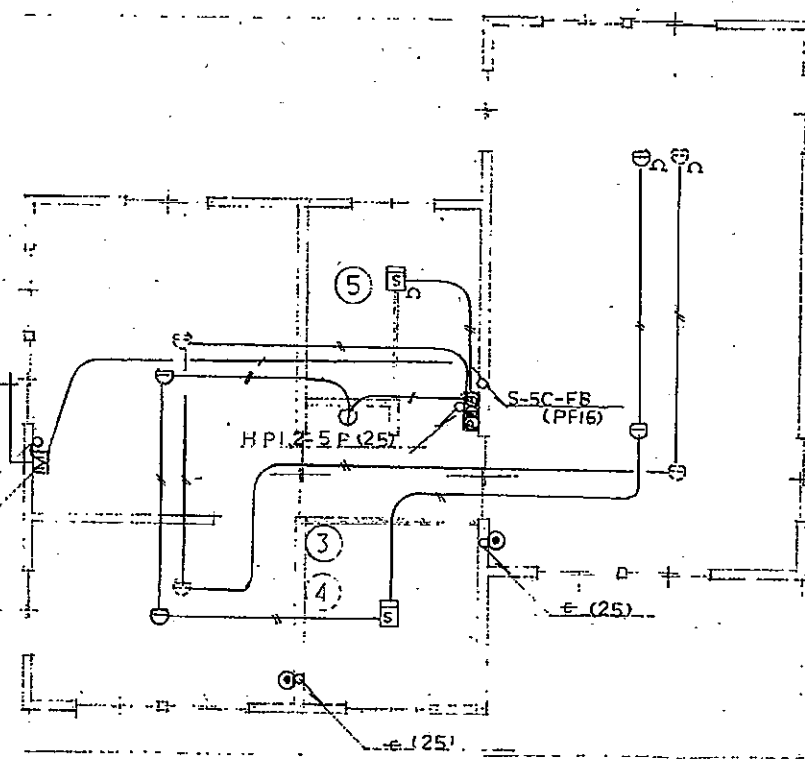
ケーブルボックス(BOX)

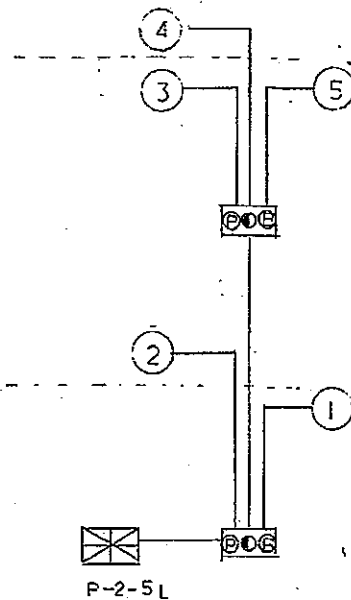
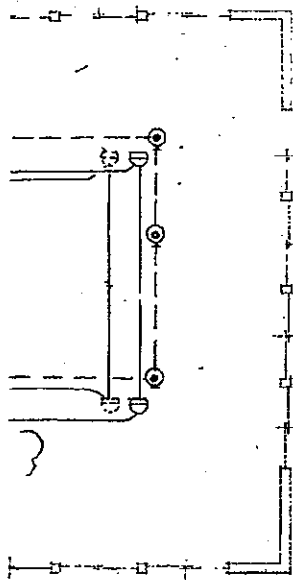
HPI 2-5P(25)

S-5C-FB
(PF16)

φ(25)

φ(25)





火災報知系統図

特記すべき配線回路は次の通り:

電話設備 --- (25):

テレビ監視設備 --- S-5C-FB (PF16)

火災報知設備 --- AE12-2C

端子箱

T-1 集合体端子箱 (5L) スペース + 30P

T-2 30P

1級建築士事務所
2269号
8号 小澤廣助

承認	設計	担当

縮尺 S=1:100
設計年月日 平成6

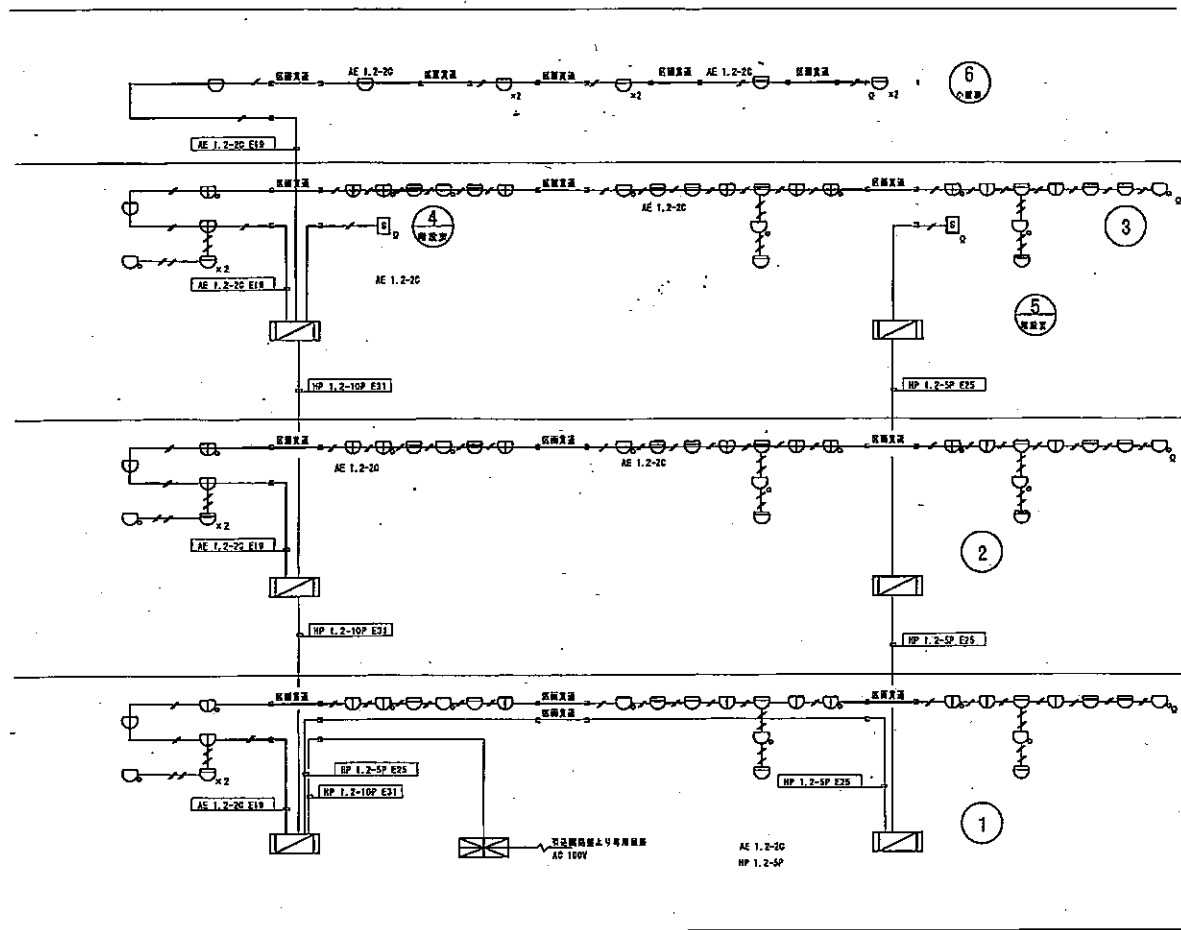
工事名称 棚倉営林署庁舎新築工事
図面名称 火災報知・TEL・TV設備図

NC

点検内訳書(棚倉森林管理署新町宿舎)

[illegible]

図号	記号	注
	火警鐘	P-1 火警 消防用
	火警鐘	P-1 火警 消防用
	火警鐘	常電式 2線
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水
	火警鐘	常電式 1線 防水



棚倉森林管理署新町宿舎新築工事

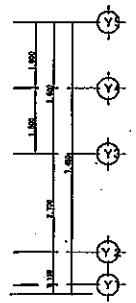
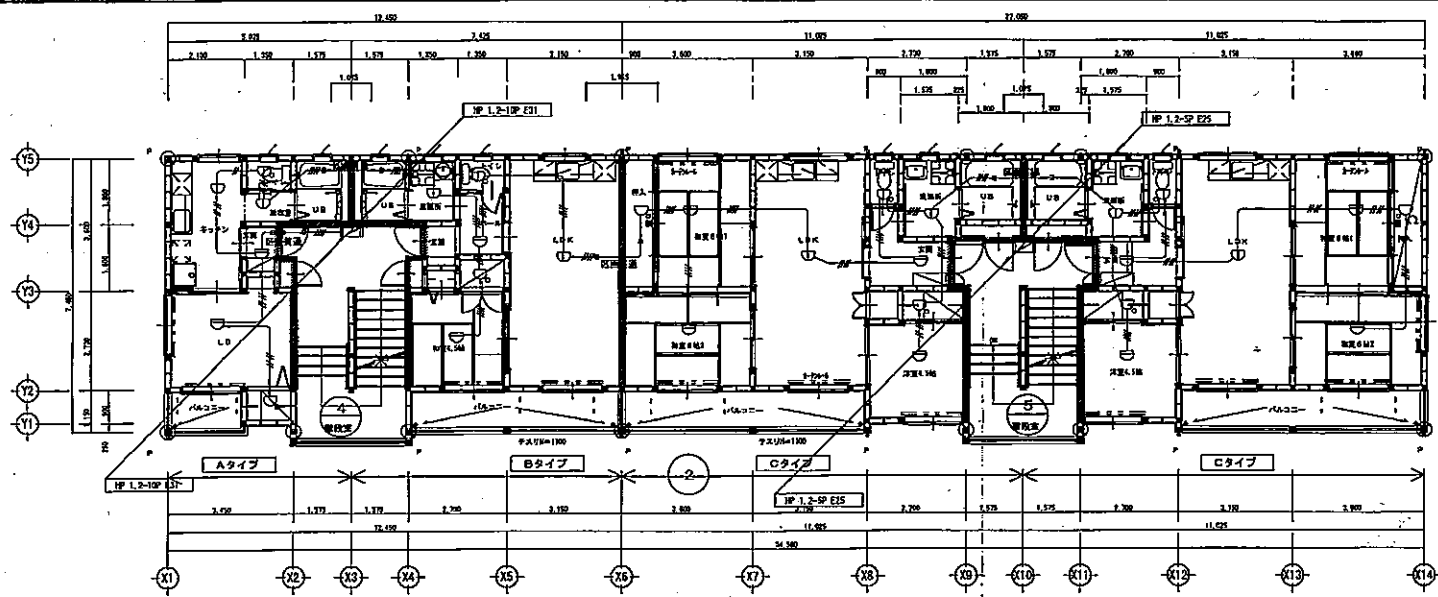
E-13

自火報警系統図 (A2) 1:200

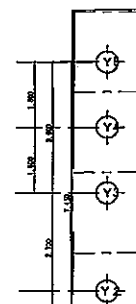
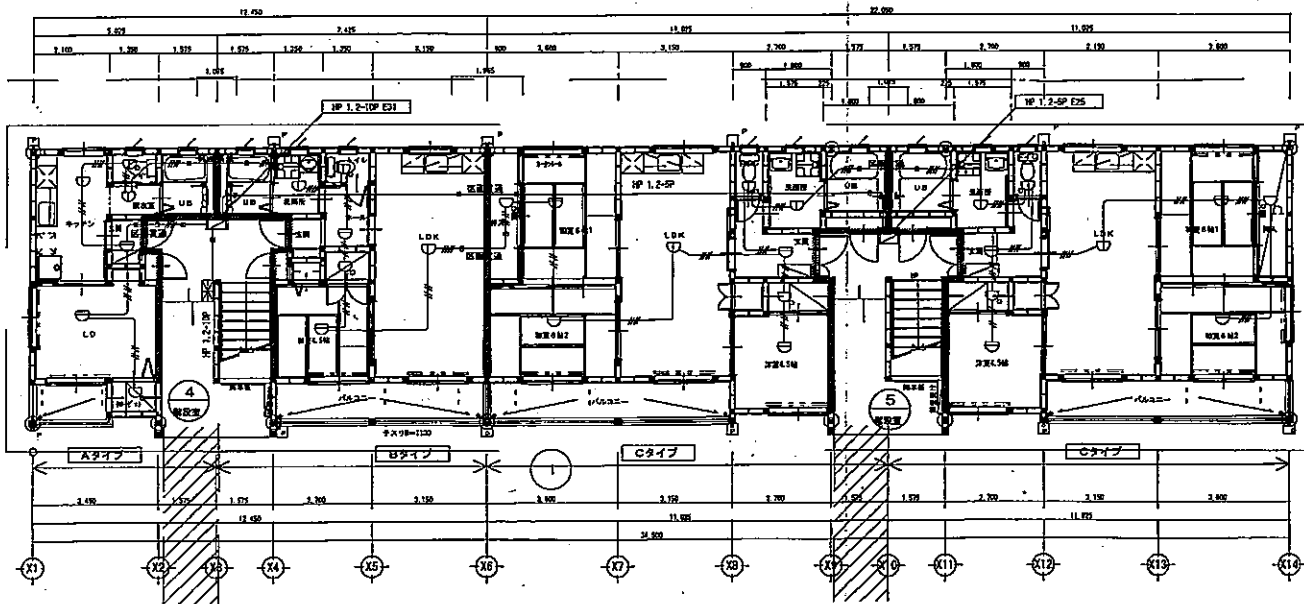
2009-3

株式
会社

梶建築設計事務所



2階 平面図 1:100



1階 平面図 1:100

凡例	
管柱	120×120
通し柱	120×120

棚倉森林管理署新町宿舍新築工事

E-14 自火報設備 1:100
1, 2階平面図 2009-3

株式会社 棍建築設計事務所

特約条項

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、請書の提出をもって誓約します。